一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第四百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第四項において準用する同法第二十条第四項の規定に基づき、令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように改定したので、告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　てん菜を原料として製造される国内産糖
正味一、〇〇〇キログラムにつき　一八、八七〇円
二　さとうきびを原料として製造される国内産糖
(一)　鹿児島県
1　種子島において製造されるもの　四〇、九九三円
2　奄美大島において製造されるもの　七三、四八九円
3　喜界島において製造されるもの　四二、六三一円
4　徳之島において製造されるもの　三七、五一二円
5　沖永良部島において製造されるもの　三八、九六九円
6　与論島において製造されるもの　七九、九九四円
(二)　沖縄県
1　沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）　三九、六三〇円
2　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）　三〇、三八〇円
3　伊是名島において製造されるもの　八七、八二七円
4　久米島において製造されるもの　六九、二一六円
5　南大東島において製造されるもの　六五、九七八円
6　北大東島において製造されるもの　一一九、八二五円
7　宮古島及び伊良部島において製造されるもの（8に掲げるものを除く。）　四六、〇八四円
8　宮古島（沖縄県宮古島市下地に限る。）において製造されるもの　三八、八〇一円
9　石垣島において製造されるもの　五三、六九五円

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一一九、八二五円
正味一、〇〇〇キログラムにつき　四六、〇八四円
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三八、八〇一円
正味一、〇〇〇キログラムにつき　五三、六九五円
正味一、〇〇〇キログラムにつき

○国土交通省告示第四百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十三の規定により、登録講習業務の全部の廃止の届出があったので、同法第二十六条の二十三第三号の規定により、公示する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

登録番号　7
氏名又は名称　株式会社総合資格
法人である場合の代表者の氏名　佐藤　拓也
廃止する登録講習業務の範囲　講習の全部
廃止する年月日　令和八年三月三十一日
廃止する理由　株式会社総合資格で行っていた業務を株式会社総合資格学院法定講習センターへ移管するため。

○国土交通省告示第四百三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
常磐自動車道　つくば市梶内字ゴアンノウ六一三番五から同市梶内字ゴアンノウ六一七番三まで　令和八年三月三十一日十時

○国土交通省告示第四百三十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
第一東海自動車道　静岡市清水区蒲原中字東峠七〇八番　令和八年四月一日〇時

○国土交通省告示第四百三十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一五七号	中森　健文	三重県	令和八年三月十二日	大阪湾水先区
第二〇〇一五八号	石橋　卓久	福岡県	令和八年三月十二日	内海水先区
第二〇〇一五九号	井上　夏帆	兵庫県	令和八年三月十二日	内海水先区